政　令

生産性向上特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十三号

生産性向上特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

生産性向上特別措置法施行令（平成三十年政令第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第二条から第七条までを一条ずつ繰り下げる。

第一条中「生産性向上特別措置法（以下「法」という。）」を「法」に、「第三条及び第八条」を「第四条及び第九条」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（保険業法施行令第一条の七第四号の規定に係る規制の特例措置）

第一条　生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第十二条第一項に規定する認定新技術等実証実施者が、法第十三条第二項に規定する認定新技術等実証計画に従って、保険契約者の総数が千人を超えない範囲内において内閣府令で定める数を超えない保険事業であって、その保険金額が一の保険契約者につき八十万円を超えない範囲内において内閣府令で定める金額を超えないものにおいて、当該保険事業の保険者及び保険契約者（いずれも当該認定新技術等実証実施者が法第二条第二項第一号の同意を得た者に限る。）に対し、当該認定新技術等実証計画に記載された次に掲げる新技術等（同号に規定する新技術等をいう。）を提供し、かつ、当該保険事業に係る再保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合には、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第十八項に規定する少額短期保険業者（当該認定新技術等実証実施者が法第二条第二項第一号の同意を得た者に限る。）に関する保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第一条の七の規定の適用については、当該再保険契約に係る再保険（再保険金額が、千万円を超えないものに限る。）は、同条第四号に掲げる再保険に該当しないものとみなす。

一　保険金の支払の請求及びその承諾その他の当該保険事業に関する意思の表示を情報システムにより行うことができること。

二　保険料の収受及び保険金の支払（保険者の承諾があったものに限る。）の手続を情報システムにより自動的に行うことができること。

三　保険契約者相互の間において、保険金の支払の実績及び当該実績に応じた保険料の割引率その他の保険事故の発生の抑制に資するものとして内閣府令で定める情報を、情報システムにより共有することができること。

別表中「第四条」を「第五条」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

航空法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十四号

航空法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第五第一号中

衛星航法補助施設	三万三千七百円

を

衛星航法補助施設	航行中の航空機に対する補助信号（航空機の測位の用に供するための信号を送信する人工衛星を利用して行われる航空機の測位を補助するための信号をいう。以下この号において同じ。）の送信を地上から人工衛星を経由して行う機能を有するもの（以下「衛星経由送信型衛星航法補助施設」という。）	三万三千七百円
	航行中の航空機に対する補助信号の送信を地上から直接行う機能を有するもの（以下「地上直接送信型衛星航法補助施設」という。）	三万千五百円

に

別表第二号中

衛星航法補助施設	七十四万七千八百円

を

衛星航法補助施設	衛星経由送信型衛星航法補助施設	七十四万七千八百円	
	地上直接送信型衛星航法補助施設	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	百一万二千六百円
		その他の場合	八万三千二百円

に

改め、同表第三号中

衛星航法補助施設	十五万千五百円

を

衛星航法補助施設	衛星経由送信型衛星航法補助施設		十五万千五百円
	地上直接送信型衛星航法補助施設	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	九十九万九百円
		その他の場合	六万千五百円

に

改め、同表第四号中

衛星航法補助施設	十五万千五百円